

# 七尾市保育士等修学資金貸付制度

■問い合わせ：〒926-0811

石川県七尾市御祓町1番地 パトリア3F

健康福祉部子育て支援課保育支援グループ ☎0767-53-8419

保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、保育士養成施設等を卒業後、七尾市内の私立認定こども園の施設で保育士・保育教諭の業務に従事しようとする方に、修学資金の貸付を行う制度です。申請書類の配布・受付を開始しましたので、必ず期間内にお申込みください。

●対象：申請の時点で保育士養成施設などに在学し、次の項目すべてに該当する方

- ①保育士養成施設等を卒業後、七尾市内の私立認定こども園の施設で保育士・保育教諭として働く意思がある
- ②七尾市内に住所があるか、以前にあったことがある
- ③申請の日から卒業する見込みの日まで2年以内である

## <令和8年度の申請対象者>

申請日現在で

短期大学または専門学校2年生、大学4年生（令和9年3月卒業見込み）

短期大学または専門学校1年生、大学3年生（令和10年3月卒業見込み）

●募集定員：令和9年3月卒業見込みの人 3名

令和10年3月卒業見込みの人 3名

●金額：月額5万円以内 貸付期間は2年以内（無利子）

保育士等の資格取得後、七尾市内の私立認定こども園で5年間勤務すると返還が免除されます（最低就労時間などの条件あり）。

●申し込み期間：令和8年4月6日（月）～5月29日（金）

●申し込み方法：次の申請書等に必要事項を明記し、健康福祉部子育て支援課（☎0767-53-8419）へ持参または郵送（当日消印有効）でお申し込みください。審査の結果、貸付を行えない場合もありますのでご了承ください。

※申請書類は健康福祉部子育て支援課窓口で配布（七尾市ホームページからダウンロード可）

必要書類

- ①七尾市保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ②在学する保育士養成施設等の推薦書（様式第2号）
- ③申し込みの理由・動機（任意様式で400字程度）
- ④直近年度の所得課税証明書（生計を同一にする家族分）／課税情報等の閲覧の同意により省略可（ただし、前住地の証明書が必要となる場合があります。）

## 七尾市保育士等修学資金貸付事業実施要項

### 1 概要

この修学資金貸付事業は、保育士養成施設等(※)に在学している方で、かつ、七尾市内に住所を有する方、又は有したことのある方を対象に実施するものです。

この事業は、七尾市内の私立認定こども園の保育士や保育教諭の人材確保が目的ですので、卒業後、保育士等の業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付事業を利用することができません。なお、卒業後、市内の私立認定こども園で引き続き5年間以上保育士等の業務に従事した場合は、修学資金の返還を全額免除します。

※保育士養成施設等：児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程

### 2 事業年度

平成29年度～令和9年度

### 3 貸付対象者

貸付申請の時点で、保育士養成施設等に在学し、次の項目のすべてに該当する方です。

- (1) 保育士養成施設等を卒業後、市内の私立認定こども園で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方
- (2) 貸付の申請の日までに、市内に住所を有し、又は有したことのある方
- (3) 貸付の申込みの日から卒業する見込みの日まで2年以内である方

### 4 令和8年度募集定員

- (1) 令和9年3月卒業見込みの方・・・3名  
(申請時、短期大学または専門学校2年生、大学4年生)
- (2) 令和10年3月卒業見込みの方・・・3名  
(申請時、短期大学または専門学校1年生、大学3年生)

### 5 貸付額・貸付期間等

貸付額	月額5万円以内
利子	無利子
貸付期間	在学する保育士養成施設等の正規の修学期間で最長2年間
連帯保証人	2名(独立して生計を営む者。申請者が未成年である場合、1人は法定代理人である保護者等とします)
貸付停止	(1) 休学したとき (2) 停学処分を受けたとき
貸付取消	(1) 死亡したとき (2) 退学したとき (3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき (4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき
返還	(1) 修学生が卒業したとき (2) 修学資金の貸付が停止されたとき (3) 修学資金の貸付が取り消されたとき
返還の猶予	(1) 貸付期間が満了した後も引き続き保育士養成施設等に在学しているとき (2) 保育士養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士等の資格を取得し、私立認定こども園に勤務しているとき (3) 保育士等の資格取得後、私立認定こども園に勤務できなかったが、引き続き私立認定こども園への勤務を希望しているときは、貸付期間満了後2年を限度として返還を猶予することができる
返還の免除	(1) 保育士等の資格取得後、私立認定こども園に保育士等として引き続き5年間以上勤務したとき(通年で雇用され、1日6時間以上かつ月20日以上勤務) (2) 返還の猶予期間中に死亡し、又は心身の故障のため私立認定こども園に保育士等として勤務することができなくなったとき (3) 保育士等の資格取得後、私立認定こども園に保育士等として、引き続き2年以上勤務し、その後退職したときは、修学資金の一部の返還を免除することができる

## 6 募集期間

令和8年4月6日（月）～5月29日（金）

## 7 申請方法

修学資金の貸付を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

### 【申請時必要書類】

- (1) 七尾市保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 在学する保育士養成施設等の推薦書（様式第2号）
- (3) 申請の理由・動機（400字程度。様式任意）
- (4) 直近年度の所得課税証明書（生計を一にする家族分※1）※2、※3
- (5) 住民票の謄本（申請時に市内に住所を有する方）又は本籍地の戸籍附票（申請時に他の市区町村に住所を有する方）※2

※1 生計を一にする家族とは、親族が日常生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合です。

※2 様式第1号の「個人情報等の提供に当たっての同意（署名）欄」に同意のある方は、市で確認しますので不要です。

※3 本市に転入等をされた方で、前住地の所得課税証明書が必要となることがあります。

## 8 貸付決定・決定後の手続き

6月下旬に修学資金貸付可否の決定通知書をお送りします。

貸付決定者は、次の書類を提出してください。原則として本人が持参するものとし、その際、本制度の説明を行います。

### 【貸付決定後必要書類】

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 連帯保証人（2名）の印鑑登録証明書
- (3) 七尾市保育士修学資金貸付請求書（様式第5号）

## 9 貸付金の送金

貸付決定者には、上半期分（4月～9月）を9月中に送金します。下半期分（10月～3月）は、在学証明書の提出を受けて、3月中に送金します。

## 10 その他

前記必要書類のほか、貸付決定者は、次の書類を提出してください。

### 【その他の提出書類】

- (1) 在学証明書…貸付期間中（1年目及び2年目）の3月10日までに。貸付期間中2年目の9月10日までに（貸付請求書と併せて）
- (2) 現況報告書（様式第7号）…修学資金の返還又は返還の免除が決定するまでの毎年3月31日現在の状況を4月10日までに
- (3) 貸付決定者卒業等報告書（様式第8号）…保育士養成施設等を卒業し、市内の私立認定こども園に勤務したとき
- (4) 借用証書（様式第11号）…修学資金の貸付が完了したときなど
- (5) 返還計画書（様式第12号）…返還事由が生じたとき。貸付期間満了の翌月から5年以内
- (6) 返還猶予申請書（様式第15号）…卒業後、市内の私立認定こども園に勤務するときなど
- (7) 返還免除申請書（様式第17号）…市内の私立認定こども園に引き続き5年間以上勤務したときなど

※また、貸付決定者の状況や連帯保証人に異動があったときなど、当初の申請内容に変更が生じたときは、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

七尾市内 私立認定こども園 一覧

令和8年4月1日現在

区分	施設名	設置者名	住所/電話番号
認定こども園	認定こども園 聖母幼稚園	(学)石川カトリック学園	〒926-0813 七尾市南藤橋町子部58 ☎ (0767) 53-4585
	七尾幼稚園	(学)七尾学院	〒926-0818 七尾市馬出町75番地19 ☎ (0767) 52-2869
	小丸山認定こども園	(福)御祓福社会	〒926-0852 七尾市小島町イ58番地1 ☎ (0767) 53-3700
	幼保連携型認定こども園 七尾みなとこども園	(福)七尾みなと福社会	〒926-0014 七尾市矢田町1号8番地 ☎ (0767) 53-3750
	幼保連携型認定こども園 本宮のもり幼保園	(福)本宮福社会	〒926-0021 七尾市本府中町り部23番地1 ☎ (0767) 57-5220
	幼保連携型認定こども園 ひまわり	(福)向陽福社会	〒926-0033 七尾市千野町は部27番地 ☎ (0767) 57-2800
	幼保連携型認定こども園 東みなとこども園	(福)七尾みなと福社会	〒926-0012 七尾市万行町77部36番地2 ☎ (0767) 52-3115
	ななおあいじこども園	(福)七尾市社会事業協会	〒926-0022 七尾市天神川原町口部32番地の1 ☎ (0767) 52-3508
	浜岡幼保園	(福)浜岡福社会	〒926-0173 七尾市石崎町ヨ部37番 ☎ (0767) 62-3233
	幼保連携型認定こども園 袖ヶ江みなとこども園	(福)七尾みなと福社会	〒926-0051 七尾市郡町武部113番地1 ☎ (0767) 52-1420
	幼保連携型 和倉こども園	(福)和倉温泉福社会	〒926-0175 七尾市和倉町3部24番地 ☎ (0767) 62-3360
	幼保連携型 田鶴浜こども園	(福)和倉温泉福社会	〒929-2111 七尾市高田町マ部80番地 ☎ (0767) 68-8007
	のとじま幼保園	(福)浜岡福社会	〒926-0212 七尾市能登島佐波町15部5番地 ☎ (0767) 84-0123
	西湊こども園	(福)七尾市社会事業協会	〒926-0852 七尾市小島町又部49番地3 ☎ (0767) 52-3139
	あさひこども園	(福)七尾市社会事業協会	〒926-0826 七尾市飯川町101部71番地7 ☎ (0767) 57-1418
やまとこども園	(福)七尾市社会事業協会	〒926-0014 七尾市矢田町3号43-1 ☎ (0767) 53-2710	
ひかりのこども園	(福)光の子福社会	〒926-0016 七尾市大和町子部18番地の1 ☎ (0767) 53-0094	

(学)…学校法人、(福)…社会福祉法人